令和3年度

羽島市健全化判断比率審查意見書羽島市資金不足比率審查意見書

羽島市監査委員

監 委 第38号 令和4年8月19日

羽島市長 松 井 聡 様

羽島市監査委員 松岡 滋 同 藤川貴雄

令和3年度 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定により審査を求められた健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに同法第22条第1項の規定により審査を求められた資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

1	審	查	\mathcal{O}	期間		令和4	4年8月9	3		
2	審	査	の	結 果						
1)健	全位	匕判	断比率	審査意	見書・				1
2)資	金	不足	比率審	査意見	書				3
	•	公官	営企	業会計	(病院	事業、	水道事業、	下水道	事業)	

令和3年度 健全化判断比率審查意見書

1 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に基づき、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した 書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1)総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

なお、健全化判断比率は以下のとおりである。

【健全化判断比率】

区 分	令和3年度 (%)	令和2年度 (%)	早期健全化基準 (%)
実質赤字比率	_	_	12.83
連結実質赤字比率	_	_	17.83
※実質公債費比率	4. 9	4. 5	25.0
将来負担比率	26.2	36.9	350.0

※実質公債費比率は、3年間の平均数値

(2) 個別意見

令和3年度決算に基づく健全化判断比率は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がない結果となり、実質公債費比率については、4.9%、将来負担比率については、26.2%で、それぞれ早期健全化基準を下回る結果となった。

実質公債費比率は前年度に比べ 0.4 ポイント増加している。これは実質公債費比率が過去 3 ヶ年の単年度の比率の平均であり、平成 3 0 年度単年度の比率 4.4%が令和 3 年度単年度の比率 5.7%に置き換わったためである。この令和 3 年度単年度の比率は、前年度の 4.7%と比べ 1 ポイント増加している。この要因は、一般会計の元利償還金の増加である。これは新庁舎建設にかかる起債の元金償還が令和 3 年度から開始されたことの影響が大きい。

また、将来負担比率は前年度に比べ 10.7 ポイント減少している。この要因は、新庁舎建設に係る地方債をはじめとした地方債残高が増加した反面、次期ごみ処理施設建設等への備えとして基金の積み立てを増加させたことなどが挙げられる。

以上のことから、令和4年度以降も適切に財政運営を図り、引き続き 各指標が早期健全化基準内に収まるよう努力されたい。

(3) 是正改善を要する事項 特に指摘すべき事項はない。

令和3年度 資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に基づき、市 長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した 書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1)総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。

なお、資金不足比率は以下のとおりである。

【資金不足比率】

会 計 名	資金不足.	経営健全化基準	
	令和3年度	令和2年度	(%)
病院事業会計			20.00
水道事業会計	_	_	20.00
下水道事業会計	_	_	20.00

(2) 個別意見

公営企業会計(病院事業・水道事業・下水道事業)の資金不足比率は、 経営健全化基準内であることから、特に問題はないと認められる。

以上のことから、令和4年度以降も各指標の推移を注視し、引き続き経 営健全化基準内に収まるよう努力されたい。

(3) 是正改善を要する事項 特に指摘すべき事項はない。